

新年度・新生活が始まります！

4月になり、学生から社会人になったり、新たな職場に異動したりと新生活が始まる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

転勤など慣れない土地での生活に戸惑ったり、新社会人として頑張ろうとして無理をしてしまったりすることもありますね。そんな中、初めて一人暮らしを始めたり、クレジットカードを持ったりする方もいるでしょう。今まで親元などで過ごしてきて、ある程度保護者がやってくれていたのが急になんでも自分一人で決断しなければならなかったり、お給料をもらうようになり、つい気が大きくなり色々と買い物をしてしまって、生活費が足りなくなるなんてことが起きたりしたら大変です。

本号は、そんな新生活について注意すべき点などの事例と対策を紹介します。



「おかしいな」「困ったな」と感じたらひとりで悩まず消費生活センターにご相談ください

府中市消費生活センター

相談専用 ☎042-360-3316

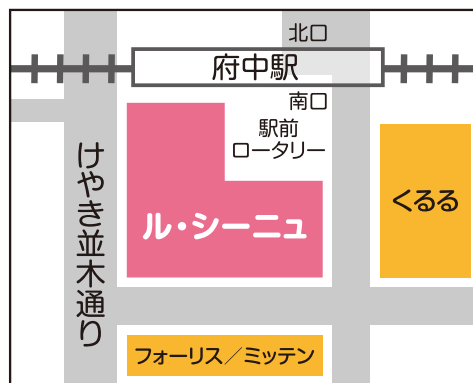
相談時間 月～金曜日(祝日・年末年始・休館日は除く)
午前10時～正午／午後1時～4時

相談場所 府中市宮町1-100 ル・シーニュ6階

対象者 市民、市内在勤・在学の方

相談方法 電話、または来所

※できるだけ来所によらず、電話相談をご利用くださいますようお願いいたします。



事例 1

急に転職が決まり引っ越しをするにあたり、仕事も忙しく時間がなかったのでスマホで部屋を探し、部屋の中も3Dで見られたため、その中で環境も静かだという一番条件が合うものをネットで即契約しました。実際に引っ越ししてみると、写真で見たのとは大違いで、水回りが古く変なおいがしたり、他の住人の音などが気になって心が休まりません。情報に偽りがあるということで敷金・礼金など全額返金してもらい、解約することはできますか？



解説

- ◆最近ではスマホやパソコンで部屋を探すのが多くなってきており、中には申し込みから契約まですべてインターネットでできるものもありますが、ネットの情報だけで判断するのは危険です。この事例のような場合でも、いったん契約してしまうと契約書に定められている内容を確認した上での契約となり、簡単には契約解除はできません。
- ◆実際に現地に行ったら、周辺の環境が大きく異なっていた、事例のように設備状況や住民間のトラブルが多かったなど、ネットの情報だけではわからないことがあります。

対策

●気になる部屋はすべて内見をしてから決めましょう。

契約する前には、実際の部屋の内装や設備状況、周辺環境などを確認しましょう。特に内装や設備状況などは義務化されている火災報知器の設置や、壁や内装などの傷、臭気、振動など退去の時にも問題が起こらないよう、十分に確認することが必要です。

●重要事項説明書の内容を確認する。

仲介業者による賃貸契約の場合、契約の前に重要事項説明が行われます。設備状況、建物使用に関する制限、退去時の原状回復費用（注1）などについて説明がありますので、不明な点や不安な点はうやむやにせず、納得できるまで質問してトラブルを防ぎましょう。

●契約書の内容を理解・確認してから契約する。

事例のご相談のように、借主がいったん締結した契約を解約するには契約書に定められた解約予告期間分の賃料の支払いが必要となります。契約を締結する際には、内容を十分に確認・理解してから行いましょう。事例のように急な転職などに伴う引っ越しの場合、むしろ慎重に判断する必要があります。

しっかり内容を確認し、納得するまで質問する、今回の事例のように契約が書面ではなく画面上の場合、見落としなどないか印刷するなどして、落ち着いて書面で確認してから契約しましょう。

※注1 原状回復とは

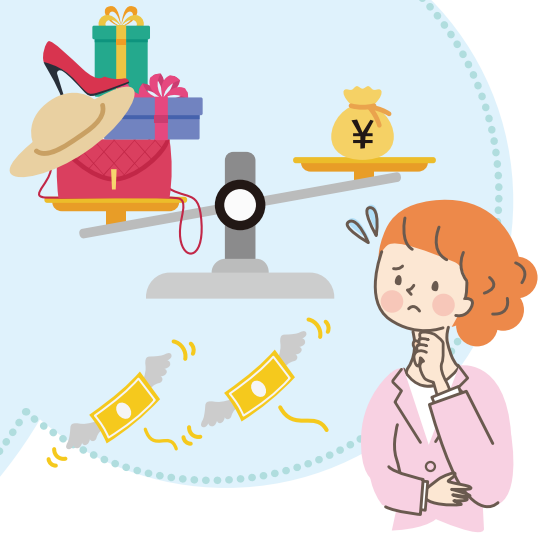
原状回復とは、借主の故意・過失、不適切な管理などで部屋に生じた損耗について修復することで、その費用は借主負担となります。一方、通常の使用による経年劣化などの損耗は貸主負担です。



事例 2

この4月から社会人になったのを機に、自分自身のクレジットカードを持ちました。

初めてのお給料が入るの見越して、親へのプレゼントや以前から欲しかったブランド物のバッグや洋服を買っていたのですが、実際に口座に入ったお給料は社会保険料など差し引かれていて、口座残金が足らずに引き落としできませんでした。○月○日までに振り込んでくださいと連絡がありましたが、次のお給料日前のため用意ができず困っています。



解説

- ◆現在のキャッシュレス時代に欠かせないクレジットカードですが、手元に口座や現金がなくても買い物ができるということは、借金をしていることと同じです。まずは仕組みをきちんと理解して、適切な管理に基づき利用することが不可欠です。
- ◆クレジット契約は、後で支払いができるという消費者の「信用」に基づいた契約で、消費者・クレジット会社・販売店の三者間で結ばれます。消費者がカードで支払った代金をクレジット会社は販売店に立替払いをして、後から消費者から代金を回収するという仕組みです。そのため、クレジット会社は確実な代金回収のため、カード発行の際に消費者の勤務先や年収などを調査し、支払い能力確認のための審査をしています。

対策

- クレジットカードの支払方法には翌月一括払い、ボーナス一括払い、分割払い、リボ払い（あらかじめ設定した金額を毎月支払う）があります。3回以上の分割払いやリボ払いでは所定の手数料がかかり、場合によっては支払額に対して高額な手数料が発生することとなります。手数料がかさむと他のことに使ったり、貯蓄することができなくなったり、家計を圧迫することになるので安易に分割払いを選択しないようにしたいものです。
- クレジットカード利用の注意点として、解説でもお話ししたように「信用に基づく借金」ですので、
 - ①まずは『延滞』をしない。延滞を放置したり繰り返したりすると信用情報機関の記録に載り、完済から原則5年間はカードが利用できない、住宅や車などほかのローンが組めない、スマホの分割購入ができないなどの不利益が生じる恐れがあります。延滞を防ぐためにも、自分の収入に見合った利用をするよう注意しましょう。
 - ②次に、カードの管理を怠らないよう、利用明細は必ずチェックするようにしましょう。万が一、覚えのない請求があった場合は、すぐにカード会社に連絡しましょう。気づくのが遅れると、補償対象期間を過ぎてしまい救済措置が見込めなくなります。
 - ③最近サインレスのカードもあるようですが、カードの裏面には必ず署名をしておきましょう。盗難や紛失にあった場合でも、署名がないことにより本人の過失とみなされ、補償の対象外となる場合があります。たとえ家族や友人でもカードを貸すことは契約違反となるので、気をつけましょう。



自分のお金を管理してみよう! (¥)

新生活が始まり、親元を離れたり、転勤などで違う環境で生活するようになったりすると、今までとは違うお金がかかることもあります。

例えば、食費でも外食が増えたり、光熱水費、仕事着など何着かそろえたりすると被服費、友人や仕事関係の仲間とのお付き合いに交際費など様々な出費がかさみ、気が付いたら手元に一銭も残らないなんてことが起きるかもしれません。

そんなことにならないよう、この機会に家計を管理する意味でも家計簿をつけてみましょう。家計簿と言っても難しく考えず、小さいころにつけていたような「お小遣い帳」のようなもので構いません。最近は無料でダウンロードできる家計簿アプリもたくさんあるので、自分の使いやすいものを見つけて利用するのもいいと思います。

まず、ひと月の予算を決めましょう。

◆収入（お給料など）

◇固定費（光熱水費、住居費、通信費（携帯など）、交通費、保険料など）

◇変動費（食費、日用品費、被服費、教養娯楽費など）

◇貯蓄

ざっくりでよいので、このように分けて、実際に自分の収入から支出予算を決めます。

固定費は、必ず毎月かかるものですので、こちらの項目は最初に収入から除く。

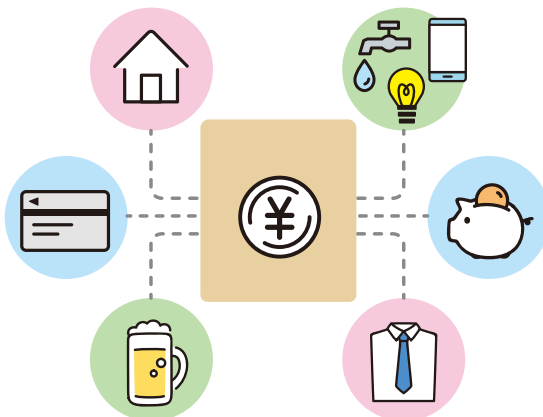
次に食費、日用品など額は一定ではないものの、必ず毎月かかるものを除く。

さらに、急な出費に備えて「貯蓄」をする。社会に出ると慶弔費や医療費など想定外の急な出費があるものです。ひと月5千円でも1万円でもよいので貯蓄をする習慣をつけておくとよいでしょう。

これらの経費を除いたお金を遊興費に充て、このお金も残れば、繰越金として貯蓄に回しておきましょう。急な出費に備えるとさらにゆとりのある生活が送れるのではないのでしょうか。

無理をせず、楽しくゆとりのある生活を送りながら、契約などトラブルに遭わないように気をつけましょう。

そのうえで、なにかお困りのことがあったら、消費生活センターにお気軽にご相談ください。



消費生活センター休館日のご案内

2026年4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

2026年5月

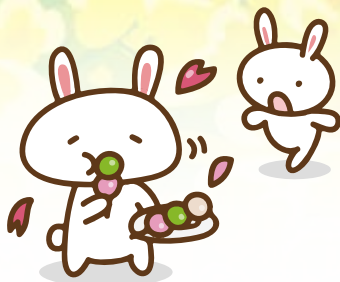
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2026年6月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6			
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

2026年7月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
				3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		



■は休館日となります。

編集・発行

府中市生活環境部産業振興課
消費生活センター

〒183-0023 府中市宮町1-100

TEL 042-360-3316

FAX 042-351-4605

Eメール shouhi@city.fuchu.tokyo.jp